

五木村ファンクラブ 規約

第1条（名称）

本会の名称は「五木村ファンクラブ」と称する。

第2条（目的）

本会は、村外から会員を募集し、会員へ向けた情報提供や企画を行う事により、熊本県五木村の観光振興や物産振興を行う事を目的とする。

第3条（会員）

本会は、趣旨に賛同した会員をもって構成する。

第4条（会費）

本会の会費は、年額1,000円とする。

第5条（会員資格）

本会の会員資格は、会員申込を提出し、会費を納入した者とし、会員資格の有効期限は一年限りとする。また、会員の有資格期間内に住所、氏名、電話番号などの登録事項に変更が生じた場合、速やかに本会事務所に連絡することとする。

第6条（会員の特典）

本会員の特典は、次の各項に掲げる事項とする。

1. 「五木村ファンクラブ通信」を年4回送付する。
2. 五木村特産品の案内、村主催又は共催イベントでの特典提供又は同等の特典提供を行う。
3. その他本会の趣旨に沿った活動を随時行う。

第7条（事務局）

本会事務局は、五木村観光情報センター（球磨郡五木村甲 2672-54）内に置く。

第8条（規約の変更）

本規約の追加、変更は五木村観光情報センターにおいて行い、「五木村ファンクラブ通信」等を通じて会員に通知することとする。

付則

本規約は平成24年4月1日から施行する。

令和2年10月1日改訂

上記の通り、相違ないことを証明します。

令和2年10月1日

五木村観光協会 会長 木下 丈二

